

平成20年12月8日（月）

（午前9時32分 開議）

○議長（中上良隆君）おはようございます。  
ただ今の出席議員数は22人で定足数に達しております。

○議長（中上良隆君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中上良隆君）この際報告いたします。  
市長から平成20年12月5日付、橋総第147号をもって追加議案8件が送付されました。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願うことといたします。  
以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中上良隆君）これより日程に入り、  
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において6番 清水君、8番 岡本君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 一般質問

○議長（中上良隆君）日程第2 一般質問 を行います。

今回の一般質問の通告者は21人です。  
質問は会議規則第62条の規定により、別紙の順序により発言を許します。

順番1、4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）おはようございます。  
私は、次の3点について質問いたします。  
第一に、新ごみ焼却場の環境調査の妥当性について。第二に、予算編成におけるほぼ一

律カットの問題点について。第三に、市当局の慣れ合い、事なかれ、場当たり、先送り体質の改善についてであります。

まず、新ごみ焼却場の環境調査の妥当性について伺います。高野口に新設されたごみ焼却場は、4カ月遅れで稼働することになりましたが、私は、一人の市民をもごみ焼却場の犠牲にしてはならないとの観点から質問いたします。

厚生労働省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針が定める環境調査評価の範囲は、新焼却炉の規模、すなわち毎時5t、煙突の高さ59mでは、調査対象地域は半径6kmとなっている。そして、一般的には、浮遊物質が最も濃い状態で落ちるのは3km地点だと言われているが、広域組合の調査は半径3kmにとどまっている。ちなみに、60t炉の岩出市は、調査範囲を半径5kmとしております。

しかし、将来、不幸にも万一公害事件が発生した場合、速やかに被害者の救済と、原因を特定して適切な措置をしなければならない。そのためには、焼却場が稼働する前の今の状態で、適切な場所で、適切な項目について環境調査を丁寧に実施して、その結果を正確に把握し、保存する必要があります。それが市民の健康の保障に不可欠の行政の仕事であると考えます。そうでなければ比較するものがなく、焼却場の稼働による影響の有無、大小を証明することができず、被害者の救済や設備の改善は極めて困難となります。

ところが、広域組合の環境調査は、詳細調査は1km地点1カ所、3km地点2カ所、簡易なバッチ調査は3km以内15カ所、この場合、調査項目は窒素酸化物のみであります。私は、一般に公害の原因と言われている二酸化硫黄、

浮遊物質、粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類等も3km以内の調査項目に入れるべきと考えます。しかしながら、広域組合が、調査区域、調査項目を厚生労働省の指針から大きく絞り込んでおります。橋本市民の健康を守るべき地位の最高責任者である木下市長のご所見を伺います。

第二に、予算編成において、主に内部管理経費をほぼ一律カットとすることの問題点について伺います。

まず、職務の性質上、比較的弾力的な運用が可能なところとそうでないところが当然ありますが、ともに一律カットでは、後者について、比喩的に言えば、乾いたタオルをもっと絞って水を出せというような、無理を強いることにならないかを懸念しますが、この点、どのようにお考えですか。

また、計画の内容は、部内での削減内容は部内で工夫しなさいということですが、これは、これまでの手法と異なり、一人ひとりの職員に、予算の使い方をより効率的にするにはどうすべきかを考えさせる有効な方法であると考えます。

しかし、この計画は19年度の予算数値を基準として、3カ年で達成するものとなっておりますが、先日伺ったところでは、この間の予算額、割付額の比率は変わらないということです。しかし、それでは市民の行政に対する需要の変化に、適切に対応できないのではないかと。私は大所高所から、各部の間の割り付け比率にも、行政需要の変化に対応して創意工夫があってしかるべきと考えます。

第三に、市当局の慣れ合い、事なかれ、場当たり、先送り体質の改善について伺います。

市政は、市民に奉仕するサービス産業であると考えますが、現在の問題は何か、課題は何かを職員が本音で議論し合うべき、あるべき方向に近づける努力が十分に行われている

か疑問がある、という観点から質問いたしません。

過日、私は、新人議員の皆さんが自主的に行っている勉強会の仲間に入れてもらって、紀見の給食センターの視察に行きました。そこで、センター長はじめ栄養士の方々の説明を受けましたが、子どもたちに安全な食事を提供するには問題が少なくないと感じました。どうして今まで改善を求めなかったのですかと伺いますと、今まで何回も改善を求めたが、その都度、予算がないと先送りされてきたとのことでした。そこで、参加していた議員の大半が、文教厚生委員会へ改善要求書を提出してください、応援しますと提案し、9月の文教厚生委員会への提出となったわけです。

ところが、市長が出席していない委員会で、副市長が、「私はきちんとした現状報告を受けていない」「今まで建設とか何とかいう議題に、合併協議会のときにも、長計のときにも、いろんな場面でなぜ上がってこなかったのか。反対に私が思いたいぐらいです」と答弁しておられます。

このように先送りになってきた原因は、どこにあるとお考えですか。また、これは一給食センターだけの問題と限定して考えるべきか、それとも行政一般に共通の問題としてとらえるべきかを伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）おはようございます。

松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

広域ごみ処理場の生活環境影響調査についてでございますが、はじめに、この調査はあくまでも広域組合が事業主体であり、管理者

会及び広域組合議会の承認を得て実施した業務であることをご理解いただきたいと、まず思います。

生活環境影響調査については、平成13年度以降、二度にわたる調査と影響の分析を行い、評価いたしております。これらの環境影響調査が適正になされた旨をご報告させていただき、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、残余の件につきましては、担当参与よりお答えをさせます。

○議長（中上良隆君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）最初に、生活環境影響調査についてのご質問にお答えいたします。

平成13年から14年にかけて実施された生活環境影響調査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、並びに厚生労働省監修の生活環境影響調査指針に基づいて行われ、法律では、環境5項目である大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の調査でよいとしていますが、これ以外に土壌汚染、動植物、景観、交通安全等の調査を自主的に行っていると聞いております。

次に、平成17年に実施された確認調査は、従前の調査結果と現状環境との整合性を確認するために再調査し、ごみ処理場周辺環境について確認を行っている聞いております。

議員おただしの環境影響調査の範囲についてでございますが、生活環境影響調査指針に示されている調査対象範囲とは、現地調査地点のみを示して設定されているのではなく、既存の文献、資料による現況把握や、地域概況把握を含めた範囲として示されているものであります。文献、資料で現況調査が十分にできない場合には、現地調査を行い、補完するものとなっております。

このことから、現況把握の範囲をすべて現地調査するのではなく、文献、資料調査と現地実測をあわせて総合的に評価しております。

生活環境影響調査の結果については、住民説明会及び縦覧を行うとともに、広報等にも記載し、住民の方々にご理解をいただいているところであります。しかし、一方で、その影響評価に関して、意見、要望も寄せられております。

こうしたことを踏まえて、広域組合では今年7月から12月にかけて、住民の方の最も関心の高い大気環境調査を、従前の調査範囲より広い範囲で行い、安心感を持っていただけるよう努めております。

現在、広域組合で実施しております大気環境調査についての内容は、大気の詳細調査として、ごみ処理場建設地より概ね3km範囲内の3カ所の地点で、風向、風速のほか6項目の調査を行い、さらに15カ所の地点で窒素酸化物の調査と聞いております。調査地点の選定については、従前の生活環境調査の大気調査を、排ガス拡散計算などの結果から、ごみ処理建設地より概ね1～1.5kmの範囲としましたが、今回、住民の要望を反映して、その倍にあたる概ね3kmの地点を調査範囲として聞いております。

調査項目につきましては、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類及び風向、風速を3カ所の地点で調査するほか、さらに窒素酸化物については、ごみ処理場からの排ガス以外に、パッカー車など廃棄物運搬車両の走行による影響も予測されることから、別に15カ所の地点で調査を行うと聞いております。

次に大きな3点目の、市当局の慣れ合い、事なかれ、場当たり、先送りに対する改善を求めるというご質問にお答えいたします。

議員には、市役所組織運営の問題点について

て、常々ご指摘をいただいているところでございます。今回は、組織としての体質改善をすべきだというご提言かと思いますが、確かに日々行政運営をしていく中で、何も問題が発生しないということはありません。しかしながら、決して慣れ合い、事なかれ、場当たり、先送りしているわけではないということをご認識いただきたいと思います。

ご指摘いただきました点につきましては、今年度から、管理職に対する人事評価制度を導入していくこととしていますので、この制度導入の大きな目的である人材育成の観点からこの制度の活用をし、特に管理職の意識改革と能力開発を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（中上良隆君）総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）それでは、続きまして、予算編成におけるほぼ一律カットの問題点についてのご質問にお答えをさせていただきます。

平成20年度から実施しております経常的経費に係る一般財源の枠配分は、主に物件費を中心とした経費に係る一般財源を削減するために取り組んでいるものでございます。

また、配分額は、平成19年度当初予算に係る経常的経費を基礎数値とし、各部単位に配分するもので、初年度である平成20年度は9%にあたる3億円を、平成21年度で5.5%にあたる1億8,000万円を、平成22年度で3.6%にあたる1億2,000万円を削減し、3年計画で6億円の一般財源を削減する計画で進めております。

また、各部単位に配分することにより、部長の権限で所管課の配分額を決定することが可能となり、課単位では一律カットとしないと考えてございます。さらに、法律や条例

の定めがある場合や、特別な理由がある場合は、部内間の調整を行っても配分額内におさまらないケースがございます。このような場合は、特殊要因があるものとして対応しております。

しかしながら、枠配分方式は平成20年度にはじめて取り組んだ予算編成手法であり、各部署においても予算編成上、大変苦勞されていると思いますが、枠配分を実施したことで、職員個々が真剣に市の予算を考え、コスト意識が芽生えつつあるのも事実でございますし、さらに、創意工夫も見受けられるなど、意識改革の面では非常に効果があるものと考えております。

したがいまして、今後も枠配分方式でもって予算編成に取り組んでまいります。なお、枠配分方式による経費削減策に取り組まなければ、根本的な財源不足の解消が困難となり、近い将来、今以上に大幅な経費削減策を講じなければならない事態になると考えますので、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君、再質問ありますか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）第一問の関連から再質問をさせていただきます。

まず、組合議会の承認で現在の結果があるという市長のお考えですけれども、それは当然のことです。13年、14年と調査された。それで、17年も確認の再調査をされた。私がお伺いしているのは、厚生労働省の指針どおりにやっていないので、それについて市長はどういうふうにお考えですかと、こういうことを聞いているんですけども、お答え願います。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）ただ今の松浦議員の再質問でございますが、厚生労働省の指針ということは、確かに私も見てございますが、このとおりしなければならないということではございませんで、それぞれの地域の、全国に1,500以上のごみ焼却場があるわけでございますが、私は私なりに各全国的なデータをいろいろ見てみますと、それぞれ、だいたい最大公約数3km以内、1.5kmとか2kmとかというのも相当あるわけでございますので、このことにつきましては広域組合議会で一応承認をいただき、そして取り組んでおるわけでございますので、私は適正であると判断をいたしてございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）そうですか。しかし、私としては、いろいろやっている自治体があると。それにも参考にしてやっておられるということなんですけれども、みんなで渡れば怖くない、みんながこうやっているからこれでいいんだというお話だと思うんですけども、問題は、その厚生労働省の指針というのは何のためにつくられたのかと。私としては、その趣旨は、国民の健康を守るためには、これこれの範囲、これこれの項目について調査して、それをまた後の稼働のことについて有効に使ってくださいと。それが必要だということで作られたものと思うんですけども、厚生労働省の指針というのは、こういうほうが望ましいんだという話だと思うんです。その半分についてしかやっていないということについて、これを適正だと言われる市長の考え方は、私は妥当ではないんじゃないかと思えます。

それと、範囲については、文献でいけるものは文献でいけということなんですけれども、その文献も当然参考にされたと思うんですけ

ども、文献、いつできた文献ですか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）私の答弁させていただきましたのは、広域からいろいろ聞いた中での話でございます。

それで、文献といいますと、ちょっと質問からずれますけれども、厚生労働省の指針でございますけれども、その指針の中に調査対象地域の設定例ということで、松浦議員の言われる設定例が書いてございます。その設定例でございますけれども、これは施設の規模と煙突の高さで調査対象地域を設定例としてすべきである、すべきであるというより、例として表を書いてございます。これにつきましては環境省のヒアリングで言うてますのが、指針では、調査対象地域の設定例として、施設規模とガス量による調査対象地域の設定例を紹介していますが、最大濃度出現距離については、施設規模、煙突の高さのほかに、排ガス量、煙突吐出速度、煙の出る速度ですね。排ガス濃度及び気象条件、風向、風速、大気安定度等により左右されることから、必ずしもこれらに固執されるものではないという見解があるということ聞いてございます。

そして、むしろ多くの環境影響調査事例等から設定するほうが効果的であるということで、今回の設定をしたというふうに聞いてございます。

それと、文献につきましては、私、橋本市の担当としてそこまで聞いてございませんので、具体的にはちょっと申し述べるできません。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）文献が古いものであれば、経済構造あるいは社会構造、全体に変わっているの、それを根拠に問題がないというような評価はおかしいんじゃないですか。やっぱり、ほんまに市民の健康を守ろうと思

うのであれば、最新のデータに基づいて、稼働前はこうだった、稼働後はこんなに変わったんだと、これだけしか変わっていないから大丈夫なんだとか、こんなに変わったから何らかの手を打たなければならないとか、そういう基準となるものを、今残しておくことが市民の健康、あるいはまた後の、紛争が起こったときに、これは焼却場が原因だ、あるいは原因じゃないということを証明しやすいと。また、それがみんなに納得してもらいやすいと思うんですけども、そういうことは必要ないというお考えですね。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）広域のほうで議論されていますので、橋本市として、それについてはお答えできませんということで、そう思っていますとか、そういうことではございません。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）広域の結果に対して、市政を預かる市当局としては、そういうふうに認識しているのかどうかということを伺っているんです。広域について、これをしなさい、あれをしなさいと私は言っているわけではなくて、橋本市民の健康を預かる市長として、そういう形で今、残しておかなくてもいいということですねと確認しているんです。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）橋本市の立場も含めて、広域で議論していただいているというふうに確信してございます。そういうことで、それは必要でないとかということじゃなしに、それも含めて広域で議論していただいているというふうに考えてございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）もう一回確認させていただきますけども、それで橋本市長として、今後生じる問題について、現状を正確に把握

しなくてもいいということですね。私は、広域がどうのこうのという話違うんですよ。市長として、その広域の結果に対して、私が今、問題点を指摘しましたけども、そういう問題というのはないという話ですね。それともあるという話ですか。市長のご認識を伺いたいということなんです。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）ご質問のことにつきましてですが、このことらのことについて、一連のことについては、11人で構成する広域組合の議会で、しっかりといろいろと議論を尽くしながら、今日、安全・安心のまちづくりの上で進んでおるわけでございますので、ひとつ信頼を寄せていただきますようお願いを申し上げ、答弁とします。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）問題がないとお考えという認識、それでよろしいですね。現在の状態が妥当だというご認識ですね。妥当でないと言われるんですか。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）再々質問にお答えを申し上げたいと思うわけですが、私どもとしましては、そうしたすべての基本の指針に基づいて、間違いのない方針で今日来ておるわけでございますので、ややこしいですよということは絶対申し上げません。責任を持たしてもらいます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）お考え、わかりました。ただ、責任持つと言っても、将来、事故が起きたときに、どういう責任をとるかということは、全く具体的にはとりようがないので、やっぱり市民の健康第一、あるいは厚生労働

省の指針の精神を生かしてやっていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

私の質問は、今の財政当局の考え、趣旨はようわかるんです。わかるんですけれども、それを機械的にやっていけば、いろんな部署、部署の職務の内容によって、乾いたタオルをもっと絞れというようなことにならないかということ、そういう不都合はないかということ、聞いてるんですけども、ないなら、あるならある、あるけれども、その点についてはどういうふうに対処しているんだということ、伺います。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）松浦議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど総務部長が答弁したのと重複する部分もあるわけでございますけども、本市の枠配分につきましては、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等々、主に物件費の経常的、常に必要とする経常的経費に係る一般財源を、各部署に配分しておるということをおっしゃっていただきました。

各部署に配分することによりまして、部長の権限で、部長が管轄します所管課の配分額を決定することが可能となるということで、枠内にあれば、弾力的な運用が逆に可能になるのではないかと考えております。したがって、今、松浦議員が仰せになりました機械的ということには、内容を見れば機械的に削減というようにはならないと考えております。

それから、例えば一例を申し上げますと、議会の政務調査費なんかもう決まっております。それから、企業誘致室のように平成17年の8月に組織ができて、本格的

に始動したのが平成20年度で、非常に増額予算となっております。それからまた、保育所とか地区公民館のように、臨時職員、嘱託職員の数が非常に多い組織、課がございまして、このような場合には、その枠内におさめようとしても、どうしても枠内におさまるといふことにはなりません。この場合、特別な理由がある場合、特殊要因として、その枠内を超えてでも予算付けをするというような対応をいたしておきまして、その特殊要因を入れれば、結果的に見れば、部署でも課単位でも一律削減にはなっていないわけでございます。

以上のことから言いますと、機械的ということ、目標額を決める場合は、それは機械的になるかも知れませんが、結果的には一律削減にはなっていないということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）話としてはそうかいなと思うんですけども、現場の職員の皆さんの不平不満があつちこちから聞こえるんですよ。予算の枠内に抑え込むためには、みんな一律やと。みんな、あつちもこちも同じように辛抱してもらってるんやから、あんたも辛抱してくださいと、こういうことで抑え込まれて、辛抱できるところとできないところがやっぱりあると。職員各、一つや二つやなくて、いろんな部署から不平不満が噴き出ているというのはご存じないですか。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）確かに、非常に苦勞されているというのは、私らも十分認識をしております。しかしながら、今やはり苦勞をしなければ、将来もっと苦勞していただくということになるかと思えます。今でもそうですけども、21年度予算に向けて、今、各課とのヒアリングをやっておるわけござい

ますけども、それぞれ財政が担当を決めてヒアリングをしておるわけでございます。それで、済んだ担当者にいろいろ話を聞きますと、非常に苦勞されているけれども、やっぱりコスト意識というのが非常に生まれてきたと。それぞれやっぱり工夫もしていただいているということを、常々担当からも聞かせていただいております。

そういう面からいたしましても、枠配分というのは、将来的に絶対必要やと思っておりますし、それから、今でもいい面で、財政の健全化の面での意識改革という面では、非常に効果があるものと私も思っております。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）なるほどわかりやすい説明です。しかし、具体的にはなかなかうまくいっていないと。財政健全化のために必要だということもようわかるんですけども、機械的、一律にということは、やっぱり具体的な要請にこたえられない。そこには政治がないと。その場、その場の需要に応じて対応すべき場面もあるのではないかとということです。それは私の意見ですけども。

それと、部単位では割り付けはそのままだという話を伺っているんですけども、各部でも時代の流れというか、年月の変化によって、必要性が膨らむところとしぼむところがやっぱりあると思うんですよ。それを、部単位には手をつけていないということは、やはり不十分な財政運営じゃないかと。やっぱりこれも機械的にやってしまうということは、政治的要請にこたえられないというふうに考えるんです。役人が機械的に予算の割り付けをして、形式的行政に陥る危険がないか。血の通った政治が本当にできるのか。この辺について、部単位の割り付け、これについては手をつけないということは、ずっとやられるんですか。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）確かに、予算配分につきましては、部単位で配分しておることになるんですけども、先ほども答弁したように、特殊要因、特別な理由がある場合には、その枠を超過するという結果的には出ております。したがって、一律削減とはなっていないということです。

ちょっと一例を申し上げますと、企画部でございましたら、削減目標といたしましては1,410万8,000円に対しまして、削減額が664万8,000円、これは結果的には枠を超えているということになるわけです。片や総務部へいきますと、削減目標額で2,514万7,000円に対しまして、削減額が4,536万5,000円というように、非常に削減したということになっておりまして、結果的に見れば、それぞれ部単位の中でいろいろ、必要などころには、やはり必要な予算が付いているということに結果的になるわけでございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）結果的に、たまたまそうなったという話で、基本的な姿勢として、その割付額の比率というのは変えないのかと、そこを伺います。その一点、伺います。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）各部に予算配分するには一律、一応カットで臨みたいと思っております。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）次、質問に移ります。

慣れ合い、事なかれ、そうではないというお話なんですけども、今の給食センターの事例を私なりに考えてみましたら、それは何で、今までこういうことが放置されてきたのかと。そういう欠陥というのは、今に始まって、降ってわいた話と違うんです。天井が高くて、



ごみがいっぱいたまって掃除もしてない、しないと。湿気が多いのでカビが生える。ほこりが落ちて給食の食物に降りかかる。そういうこととか、ネズミの出入り、あるいは害虫、そういうものの出入りもしやすいと。

そこで、今まで放置してきたことがどういう原因だったのかと、私なりに勝手に推測したんですけど、言っても聞き入れてくれなかった。聞き入れてくれないのははじめからわかっているの、もう言わない。途中で握りつぶされた。言って嫌な顔をされるのが嫌だから言わない。聞いたほうとすれば、どうせ人事異動でかわるから、それまで何とか持ちこたえれば。求めた職員にも求められた職員にも問題点が、問題点を知りながら次々異動していく。それでも、だれも何も言わない。もちろん、責任云々の話が出るべくもない。そういう実態だったから、今までこういうことが放置されてきたんじゃないですか。それは慣れ合いとか、事なかれ、先送り、場当たりではないんですか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）要は、意見が通れへんとか、そういうことでの答弁をさせてもらったわけですけども、その具体的な給食センターの例につきましては、ちょっと慣れ合いとか、事なかれということではないと思います。

そういうことで、私どもとしましては、今、具体的に再質問されたことについては、ちょっと答えづらいかなというふうに考えてございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）重大な欠陥を持ち続けて長いことやってきたと。これは、欠陥を知っていて放っておいたか、知らないで来たか、いろいろ下から上がっていったら、上の人は知ってるはずでしょう。それをやろうとして、

やってない。建て替えも含めて、やらなんほど欠陥があると、副市長だって委員会で認めてるんですよ。文教厚生委員会で、そういうことを私は知らなかったと言ってますよ。

そういう基本的な欠陥が、今まで見過ごされてきた。それは何でそんなことあるんですか。普通だったら、これは悪いと判断したら変えましょうと。上へ上げて、それをまた調査して、それは改善しましょうということになると思うんですけどね。その任期、自分の人事異動が次来るから、先送り、先送り。そういうことでこれ、なってきたんじゃないんですか。こういうことが行われてきた責任、だれもとらないんでしょう。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）ただ今、松浦議員のおただしの件につきまして、ご答弁をさせていただきます。

ただ今、その施設が建て替えが必要なのに知らなかったという部分についてでございますが、委員会のときに、私は答弁させていただいたのは、建て替えが必要だと、委員会の見に行った委員がおっしゃられているという、そういったご意見の中で、そんなに大変な状態であるというのは知らなかったと言ったことで、私が、建て替えがそのときに必要であると認識をしていたかといいますと、その時の状態は、現場も見ておりませんし、認識はいたしておりません。

私もその後、実際にその現場へも行かせていただきました。で、今すぐ建て替えが必要な施設かと言われれば、非常に、私とその委員会の中で聞かせていただいたときに、どんなところかなと思って行かせていただいたんですけども、今すぐに建て替えが必要であるというふうには、私は感じられませんでした。

確かに、何て言うか、いろんな点での改善

というのは、今すぐしなければならぬ部分  
はあったかもわかりませんが、やはり  
そこで働く人たちが、非常に衛生面に気をつ  
けて作業をしていただいているんだという  
ことは、その管理のところの職員も含めまし  
て、そういう認識を持って帰ってきました。

ですから、松浦議員が言われる、いわゆる  
事なかれとか何とかという部分につきましては、決してそういうふうには私どもは思っ  
ておりません。

以上でございます。

○議長（中上良隆君） 4番 松浦君。

○4番（松浦健次君） じゃあ、また別の例を  
挙げていきますけども、この前、小学校4年  
生の女の子がしばらく行方不明になったとい  
うときに、行政無線で連絡して、皆さんに探  
してもらったらどうかという話があって、そ  
れを市当局にお願いしたらしいんです。もし  
たら、まだマニュアルができてないからでき  
ないと。マニュアルができてないからできな  
い、そういうことで断って、そんなばかな話  
ないだろう。人一人の命がかかっているか、か  
かってないかの話なのに、何を言っておるか  
ということを言われて、はじめて使ったと。

そういう、マニュアルがないとか、なかつ  
たら何も動かない。例えば、大震災が起きた  
ときにも、そんな、すべての事態にマニユ  
アルというのはできないでしょう。その場、  
その場で判断して、きちんと、変わり者はお  
りますけども、たいがいの方が納得できるよ  
うな判断をすべきですよ。マニュアルがない  
からやらない。それは事なかれ主義、今度、  
責任、なぜあれを使ったのかと言われたとき  
に、私は返答に困るという事なかれ主義、自  
己保身の結果ではないんですか。私言うのが、  
その今の給食センター、それだけの話ではな  
くて、基本的に役所というのはそういうところ、  
そういう性質があって、その場、その場

の判断で生きた政治をやっていない。

もう一つ例を挙げましょうか。私、今度ね、  
マッセへ行ったんですわ。そしたら、前の晩  
からのすごいどしゃ降り、足元がずぶずぶ。  
それを知らないで来た人が、いい靴履いて大  
勢来てましたわ。つま先で歩いて、結構ど  
ろどろになってました。そのときに市長は、  
シートを集めて何とかしろということで、臨  
機応変にやってくれたんですけれども、それ  
でも間に合わない。あるいは、シートを大勢  
が踏んでいけば、下から水と泥が上がってき  
て、同じ状態になっていったんです。私が本  
部へ行きますと、本部には電話がかかってき  
て、それで、マッセやってるかという電話、  
かかってきてるんですわ。やってますと。足  
元が悪いから長靴履いて来てくださいと、市  
の職員が電話で答弁してるんですわ。

それはいいんですけど、マッセというのは  
橋本市が農協とか、あるいは商工業者挙げて、  
橋本市の活性化を図るために、みんなで盛り  
上げていこうと、何千人を対象とした話でし  
ょう。そのときに、この防災無線で、今日や  
ってます。来て下さる人は、長靴履いてきて  
くださいと、そういうことを放送してあげた  
らどうですかと。商工会議所の会頭も、ぜひ  
やってほしいと言っていましたけれども、私が  
お願いに行ったら、当局は、マニュアルがで  
きてないからできないんだと。何でそんなこ  
とを言うのかなと思って。

そういう話をいろんな人にしたら、橋本市  
とはそういうところか。マニュアルがないか  
ら、そんな判断もできないかということをも  
みんな批判してますわ。これは一つ、二つの  
問題と違って、そういう体質があるんだと。  
生きた政治をするためには、その場、その場  
の判断、マニュアルも大事ですけども、規則  
も大事ですけども、それを破らない範囲で市  
民の要求にこたえられないのか。慣れ合い、

事なかれ。事なかれですよ、これは。そういう  
品質を改める気はないのか、伺います。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）大変厳しいご質問でございまして、すべての責任は私にあるわけ  
でございます。本当にご指摘のことにつきましては、今後、十分参考にもさせていただき、  
行政を預かる者としては、100%何もかも適  
当にというわけにはまいりませんので、非常に  
奥深いものでありますので、十分ひとつ受け  
とめさせていただきたいと思ひます。

そしてまた、先ほどからの行方不明の方が  
ございました。私、東京へ行ってきました。10  
時40分頃に電話がありまして、市長の決断を  
待つということで、それは大事なことやから  
全部放送せえと指示いたしまして、いっぺん  
に指示、一斉にやりましたよ。

マッセのときも、橋本市内の青いシート、  
業者全部調べると。150枚ぐらい。それは先ほ  
どから一律カット云々の問題もございました。  
その範囲内でさかい、できませんなんのとい  
うようなことしてませんよ。それで、ありっ  
たけの、農協とかスーパーの皆、最後足らん  
から、防災用のやつ、半分放り出せというこ  
とで対処して、そして全部敷いたわけであり  
ます。

最大の努力はそれなりに、私の責任のもと  
にやっておるわけでございますけども、なか  
なかしかし、100%いかんことは確かでござい  
ます。今後、松浦議員のご指摘についても、  
今、場当たり、事なかれ、何とかというのは  
もう名物になって、松浦議員の名物でありま  
すが、十分、今後参考にさせていただきたい  
と思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○4番（松浦健次君）質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中上良隆君）これをもって、4番 松

浦君の一般質問は終わりました。

この際、10時40分まで休憩いたします。

（午前10時24分 休憩）